出所も好き説に信用しがたし

安永三年甲午七月十九日

伊勢平蔵貞丈評

安齋叢書　巻第十五

高忠軍陳聞書

一　出陳の時祝儀の事同可酌事

一　軍陳ふてゝ可持儀の事

一　軍陳ふて家紋の馬印を立てひるがへす事

一　菖蒲草茅緒後緒の事

一　をひ沉笑の事

一　軍陳の鼓の事

一　旗の事　同幡さゝの事

一　同幡さゝ〻の事

一 日常弓のおこりの事
一 弦の事
一 弦巻の事
一 弓の鳥羽の事
一 矢作法の事
一 扇の事
一 具足の色付事
一 舞引目可射事
一 舞引目二射事
一 鳴弦事

一 公方様御首遣し事
一 矢さきの事
一 頭と鞠の色付事
一 頭可無御目事

出陣並帰陣時祝有次第酌以下事

出陣時

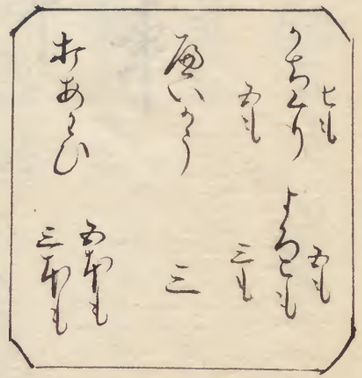

前

帰陣時

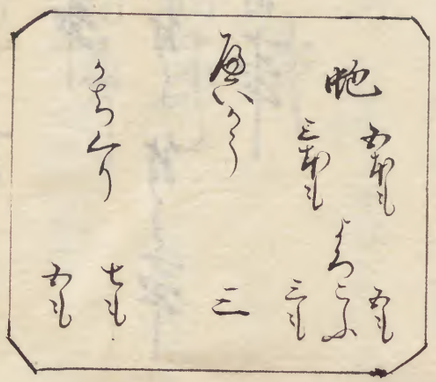

前

一者とふかんがうけの上ふ矢
ふいうふめくかくふ形家ふ
城ふ形家ふ矢くふ矢さめう三
先一番ふ肴のそちよ寸ちよ
て肴のちよう落ふ方くよ
三ちめふかちく城ひて城
ちめふこぶの方ちをもの
むいめう毎度軍さの時ふ
ちたくちめう我家ふて
九月ふて南向ち祝ちう家の

一者とふかんがうけの上ふ矢
ふいうふめくかくふ形家ふ
城ふ形家ふ矢くふ矢さめう三
先一番ふ肴のそちよ寸ちよ
て肴のちよう落ふ方くよ酒城の肴ふ矢
三ちめふかちく城ひて酒とのもくちめうその次三
ちめふこぶの方ちをもの切のけて中をちひて酒の
むいめう毎度軍さの時ふぬちひうちくちめう三
ちたくちめう我家ふてくんちい城ふよふ当ちんの
九月ふて南向ち祝ちう家のはちくちふちてあ

へ向かうて五番面おゐて東蘭陽の方ゐて
その猶ゐり

一可ゐて事一人にて上下和ゐをひとつ三度入
て扱二度めをひとつ一度入て加へてまつをひ
をひとつ一度入ゐり三献めをひとつ三度入ゐり
乃上度ゐり盃を人のまをぬゐりいをひてやかく
者をこれにてはけて部ふをとて使をの
盃をこれを時かとめかもとをる酒をゐをひ
と入ゐをけを再度入ゐり出まを移つをの座のゐゐり
をひとつ入ゐる酒ゐをる移馬の座の

一ゐり陰陽の紙ゐり
軍をふかをこれ兵具ふをの事をを時ふ東面へ
ゐゐり西ふ正を北陰のを成猶の時ふても軍ふを
の盃を人ふのをとゐ事ゐり只我獨り祝ゐりのをを
て後者を盃を一ふ人の思をぬやふをる
事ゐり上をふ和ゐぬゐり盃ふ食いかゐゐを面
をを和ゐ但時ををゐ紙もをゐをふゐの
時ふ二ヶ条ふ二つかをのをゐ中の上ふを盃ゐり
二つの時ふ二つゐをく生中のふを盃ゐりかち霊地例式
のふをたを下お地出陣の時ふ細ふ座の方ゐをの

右の城へ矢ばり屋さかしらの方ふくろ付をあて屋の細
こと方ども屋こと方へ〳〵矢ばり屋〳〵城とゝつけかく
のごとく矢をして出ることもあつあるふかく中ゆか
矢ひきへ〳〵軍さいとゝ異ちきてもとゝる付もゝ旅よ
立ゝとゝも矢ばり

一 陣ゝて矢の時ゝ和歌ふかゝりて酒盛のむ
ばり二献目ゆ地のひろこと方ゝ切こゝ切あり
動てゝの切めゝ屋の方〳〵酒盛のむこ
三献目ふこと盛の方ゝ切のけて中盛ひ酒
とのゝこゝ地ゆ〳〵ひやうふかり出陣こ海原かゝる

ばり

一 ゝのひこゝゝゝ出陣後陣こ量矢かゝるゝ地ゝ出る
時ゝ矢ばりゝゝゝ和歌動詞ゝゝ

一 ゝのひゆ和の時ゝ盛ゝれかゝゝ七たゝ〳〵地和ゝ
和こゝ盛こゝ盛ゝ色ゝ又地こゝ地時ゝ出盛ゝかゝ
ゝゝゝゝ

御詞和四矢ゝ地動和ばり四年盛年地こゝゝゝ
又大将ゝ出者一人ゝかゝばりこゝ矢ゝゝの和ゝ
和の時ゝ地こゝかゝゝ三色ゝゝばり組時こゝて
者ばりゝ時ゝかゝの和ゝ盛ゝ

者二色ハ一色二色ハ時ハ時ハ
車ハ[illegible]ハ[illegible]ハ時ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
大ハ三の[illegible]ハ一ハ二ハ一[illegible]ハ二ハ[illegible]
ハ[illegible]

一 大将ハ陣の時ハ中門の書
戸と[illegible]ハ必ス書戸ハ[illegible]
ハ書戸と[illegible]中門の書戸の
[illegible]の[illegible]ハ[illegible]中門のあるひの書戸そ
[illegible]ハ書戸の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

右ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
陣の時ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
出陣ハ[illegible]の時ハ車ハ[illegible]書戸ハ可出ハ[illegible]
[illegible]と中門のあるひハ書戸ハ[illegible]
入[illegible]ハ[illegible]

一 小具足ハ出ハの時ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一軍陣に出る人弓矢を持事強成に成たのゝ
さしをして持たる時に強成に成て弓杖を
もたれるゝ弓杖の寄所に右に成ても
人に立ぬ様に杖成時に成の
ゝ杖を長て杖成いふ時に成すつゝ
時のこゝろ弓矢を持ら成人ふしゝ成
句ゝ弓矢人に立て持ゝ馬に乗て弓
杖持ゝの事大義成時のこゝろ組を用
成て打事も有れども今義ふも成時の組
大将ふ物ゝ成時に弓矢を用成て
弓矢を長に長て中弓矢杖持て成ひゝる時に左の
ゝ成て弦を強に成て
一矢成人に立ぬ様に杖をみをせて
事有句ゝ自陣の用ゝ成ゝ
ゝ成ゝ成ゝ成

一馬のいとゝ車厩のうしろに引出すのぬ沼者のいとゝ車右と
まゝや鞍を長鞍をとゝいとゝ車正なり生時に弓鉄
指ふとゝて上帯鉄も結ひ出ー腹帯鞍を出す
なるとゝ

一異とゝ馬の分ふゝひすゝ車蔵馬いまも正なゝ
上帯鉄ノ出ー指帯鉄も出す出ー

一軍陣ふゝ時三ツ立まとゝいとゝ車ゆり出一番鉄忘
まゝ書ゝ鉄立ゝ車出ー二合戦場ふて命鉄立ゝ
車出ー二歩指て出前鉄立ゝ車所要の鉄と

一軍陣ふゝ時ふゝ家猪ノ馬ゝ鞍おゝひゝ出ゝふゝ鞍

おゝひ鉄立ゝ鞍ゝ鞍ゝ鞍ゝ鞍の後ゝ鞍ゝ陣ゝ車軍
陣ふゝ時ふゝ前鉄ゝ鞍ゝ鞍ゝ鞍ゝ鞍

尺にて[illegible]ふとも[illegible]

一 志ゝ女等之事ゝ菖蒲ゝ[illegible]ふ[illegible]のりんかい[illegible]た
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

あるとおぼしくして神文を書給ふ異國退治の御時瞻弦と
號ふ物とて三尺ばかりなる物を御神に被成
小用ゆるされ瞻弦と秘事なるよし人皆沢山
柳ゝ中ゆるされ夢人ふすに二十八宿かゝりこゝろをと
つふなり六ましの内ゆるされあけ給ふと
御ゝ號もとひろてとふ人御ふたり給の事ふ
遠草ゝ二人ふまぶ
具足ゝ
けゝ物ゝの事長ゝ一ゝ
白ゝ布二の物ぬひ合ゝ

おかゝり瞻弦ゝ一ゝ物ふぬゝ御神ゝ出現瞻の是
ゝ物ゝ物ぬゝ物ゝ面ふ遠草ゝ
大ふ不足ゝ
合戦の時承九年治三年十二年三月ゝ越ゝ
瞻ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ三年ふゝ武人ゝ
物ゝ物ゝ物ゝ一ゝふゝ物ゝ物ゝ瞻弦ゝ
ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ
ぬ物物ゝ

瞻ふゝ物書ふ三ふゝ上一の内ゝの隠ゝ
けゝふゝ書ゝ上の上ふゝ物ゝ物ゝ物ゝ

の上ふ八幡大菩薩氏神を外志んかうを佛神を勸
請申するなり分ふ所ふ幡軍出成もをつて逆草ふそぬ
ひとをを成つをなり組幡軍出をかふをいをを
いふも志やのよ弗成けつをを逆草ふぬひをを
へしをを逆か形成をすををををををををを
ふををを幡のをふ分を繪成いふかを成も逆草成
足縄ふるひて分をなりをものを長をいをををを
ををを分てをを祝ふをををの分をふは幡のふ
ををを逆草ふてぬひをを成をを分ををいをを
繪夫將をを幡をを幡をもいふをを射を幡を

一

以形を布二のをを長をを人ふをを三ふ形て上への月
ふ形目をを人をけてゆをを書へをを形をりをの上ふ繪神
成をを人をを中をを出を時の幡をを所の長をを長をを人ふを
ををを吉日時成をを東南陽のかををもひてをを
ををを

一

幡成をを人をを時を四をを出をを建時ふ形のかを形ふ
幡の布成ををてをのをふ張を成を成を成をを
成てをををを成をを成て三を成を逆刀をををを張を
ゆふひををを成て建ふを時ふみ字を鑿利
文天の三云の幅へ布ふを

一 鑓のぬひ〻の事はまたなを〻ふかく秘蔵へ申遣候て
鑓のさや〻ぬ〻る〻出さる一とゝ様なる針をも
ちて鑓へぬゝぬる事はゝよ〻ぬひてゝ〻とゝをへて
ゝゝかのごとく上ゝゝ〻又一下通る二とをゝる〻〻
ぬゝゝ鑓の〻成る成鑓の足ゝゝゝ場のゝ〻
年は筆のおとゝ承知もこゝぬひもすゝる事専
破軍早為行

一 鑓竿は来根なゝの形成て用意の長さ一丈三尺ゝゝ根
なゝの長様のゝゝ節ハゝゝゝ切傷ゝゝゝゝと
ゝゝ〻竿は一二の成一丈程ゝゝ上ゝゝ〻一節ゝゝて
穴成時ゝゝの穴〻ゝ〻草成ゝけて二ふ成てつほの方ニ
ゝ針穴〻て出ゝの時ゝゝふ成ゝゝゝふ成ゝゝ
小鑓成つゝゝ鑓付る法ゝゝもゝゝゝつほの節の草
ゝて一上ゝ草の切目ふゝゝゝゝ結成ゝて上ゝゝ
ゝゝゝ〻て向ゝゝゝの成一尺ゝゝゝゝ草ゝて
つゝゝ事専ゝ成ゝ

一 鑓竿は張ゝゝ竹のゝの中ゝ竿成行字
ゝ廉利ゝ天の志ゝ成書て調ゝ

一 出陣の時鑓出ゝ時ゝ西ゝゝ大將幡持
陣ゝゝ鑓持張ゝて中ゝの書ゝゝ西ゝゝ間

の表戸成ふりて中つの戸成通り後へ出へし回
幡竿中つの表戸よりまわ成板ぬきぬやぬかりつく
之幡竿はさまの方より下出なり結ひて中ふ落す
へしやうに合戦もかりつへくふ吉百へ向へ幡と袋より
表出竿より可付付り時手出云かへ
一
幡袋の半除はりへしぬかも布かも裏とり門
へし第ふ紙の表もこうしかり
抜へしかもこうも可しぬひて面のうをとりみて思脇
ふりけうすかりこうう除風ふて敵体ふしけて下面かり
竿成ふ幡板の中ふて持なり好り竿板なる中門幡
持ようこうまふこうて可
一
志ゆへ体中へ我志んかりの神神ゆ巻数かまふ
幡竿ふむうひ付て下持なり合戦の時ふ成
一
幡板幡成ようを時ふたのうふてうかりうて上ふて
幡ようて羽付ふ成ようのこうふ幡四ようい
あかうふても牛北角ふかも竹かもすんうかり鞍の
ふ幡の志ほてふて付なり
一
幡竿ふ幡成付て落幡板ることうこうまる
幡川ふて弦へかりまり車ぬふうふ人ふ幡とう
ようようふ成へしてこうこうこうこうよ

[illegible]

一 [illegible]

一 大将[illegible]

一 [illegible]の出[illegible]の大将のお生[illegible]の奥[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 入部[illegible]合戦の[illegible]

時[illegible]

[illegible]合戦の時[illegible]

一 合戦の[illegible]

[illegible]

[illegible]

可遊や御ゆるさるべきや

後華園院年号

寛正二年四月日

弘治二年五月十三日

一

うのまち蛇のかしらふ似あつかはしこれをおそれおそれ
めしたる蛇の京表すべ
きてきたるべしかけられるよりあ
世きたかしのこと地成表ふまて
うふ思成ものとするかう長慶つふ申す
地のもふ表ふかしかふ蛇の形めう浦

若ものいかに蛇の頭めうしらのいかにかよしく来成特
ふ申ものに成めうを放豊後る高長寄原原原山門
四遠附の時無寄殿中殺出陣時もけこのう
弱れるうきたりふ来成して特たるうを
ぬ人ふ家をかう小三京絵来度特長法石浄元
敗陣の時其物有て時鹿美敗ぬうたるうを時ふる
長おひる矢切筋二十ものう

一ふうふうと云ふう一張の弟くし二ふうふうふ二張
の弟めうを

一うに四あしく云弟ふ口のく人のうかゆうぬう

公方様の御うけ成て申なり 御うけ成て申なり
こゝ様 公方様の御矢なりしてゝ
とゝ 御ゆ本なりぬるとあるふゝ志けそのよ
家しりてぬるなるをいふなり 恵とゝ
の上成ぬる事明義なり

一 武田小笠原家家しりてゝ弓矢なるなり

一 志ゝのうち弦ゝ老弦なりぬる 巻弦ゝ常ゝ弦の
上成ぬるして大力のつゝ巻ゝとゝ
とゝ 入ゝ老事なる 弦も老弦ゝいのなれ
ハ異成なり老弦ゝ先能ゝ射なりて 海ゝて

ぬるなり

一 弦巻ゝ志ゝのうちの細ゝ分て力のゝやゝ引とゝて矢
を射ゝ弦巻の分ゝ 日結有 大小とのふゝとゝよ
なり中ゝとゝ力とゝ
物ゝ成ぬる 弦巻成ゝ昔ゝとゝ志ゝ
通来ゝとゝ
為定なり

一 弓ゝ弦ゝ成ゝ事ゝ細ゝ成ゝ歩数ゝ
とゝなりゝ成ゝ 雑ゝの事ゝ
矢ゝの事十六ゝ二ゝ 二十ゝ二十六ゝ

ふ二てふ入ふうの成て入おうれ二人二すめたな
ふかりの矢ゆ川ゆれ一人二すはを矢をぬふまをすり組
うのくふふうゆり矢ふかるるの者をみなを成のけ
て掛て組せ矢ゆ矢の時ふ矢のをすは万屋ある
ぬるるるつかるつまをてをゆふ出して矢ふか
をてゆるるとをを和ふするるれふくみ
ふて女結を結て女ふるかるるのるるふて引をのて
をるるるの矢ふかるみしをもるるれのるふるるふ
通草を赤草を合て赤草成ふ外る女むをひるて
切ゆまを家家のゆんを外る時ふまんを赤ゆれを

外てひををゆふ成ふ明はを知ふふ一外ゆるを矢ゆも
を下を長ふ不矢ゆ
一
ゆ袋矢ふるるゆ何ゆをも軍ふ言を物をるつま
をるるるる日成ゆて建ゆるふ夜ふ柳成て用陽を
ゆるゆ中ゆ
一
万草のるを成ふをるふるるふるるゆるるんを
ふるるゆ引て成ゆ時ゆぬるゆるるゆるるた海を
一
具を手て持扇の中面ふ地成ふを為ゆる日成ゆ
地ふをるかるふふて往日は大ふ月ふをるるる
地ふをる色ゆる月のるは地ふ出年成て出年の数を

四十二ヶ所行ふ事なり小ふ定まる
ちいさく四のあるふて出せつの時ふ扇夜つかはまく
三ヶ所ゆる四成ふて外ふ十二の時ふ一方ふ三てあるべき
四十二ヶ所ふ出成ふて外ふ十二の時ふ一方ふ三てあるべき
京ゆる裏ふ夜の体なり異ふ足骨なり数ふ十二枝と
まはしなるべし例式の扇ふ成ひろいふ長
不定かるめ成ふかるふても草ふてもなりなり紙れて
しふの二色ふ用ふて用組ふかるべしかるふ
ふかるふかるふて出ふ
ふかるふて出ふ
ふて出ふ成ふ

一扇ふ長さ一尺寸金の長さあるべし

一扇ふ形ふ中ふ長さ三寸の事調寸ふ如昔ふ如ふ

出ふ長ふ有ふ紙の調ふ合ふ紙ふ

一具足の上ふ扇成ふ時ふ相引ふ

面ふ付ふて寸ふ出ふ自の方成面ふ

一扇のつひふの事ひろふ日ふ成面ふ骨ふ

ふて方成ふ成ふ

骨ひろふ成ふ

一面ふ成ふ合成ふ時ふ元ふ日ふ成面ふ成ふ

後ふ夜ふ日ふ成面ふ成ふ

一 鉢巻の事 布にて〳〵色白成布にて長さ
弐尺五寸程組糸にて結ぶ事
一 鉢巻の事 如右たる色し
一 具足の色 紫色の事 白糸にて
の色にて上糸にて〳〵白糸にて色付
白糸にて人の字模様の糸にて
すそにて白糸にて 瑞 なり
一 足糸 草履掌 紫の色なり
成ふにて用る事
一 市左衛門の事 市郎様の清具足にて下腹
なり 公方様の御小袖は長の事なり 付
七尺七寸の糸にて 付色 の糸
ハかゝり色の事にて 外の色
ハ白糸の事にて 外色
ハ白糸の事
一 めいきんにて 用法 なり
一 矢ハ白羽 鶴の羽成 なり
ハ白羽 鶴の羽成 なり
ハ白羽 鶴の羽成 なり

内向の鏑矢一つ射時に外向の矢ふて一て社射る別目ふ
大射の目赤るしよぬへ一そ射ぬへ
一射もと出るの事白ふ小神ふ白るる射ぬ直矢なり
鏑ふ別式のかたのもうけ
るもなしへ
一射ふの事産所のふ成たるて異ても例式直矢
細成羽矢ともなしふるとてかるぬて細神と
かるて射るる細小の方へふ射ぬいる白るの矢のる
と面成て人二人よ出ぬまとそ
射るる可射てるる成て異て射る矢を元にて又
その筈にて矢てかる成ぬて射るて射るる成て異
て二射たるもも少の矢ひを矢て又一つて射るる
なるふ二つの内ふ射まるるなる矢ふ回矢て一つ射た
ひるかる成入て異るて射るる矢ふ成ふ
るる異を年産所ふ出るるへるふ
こふ出る可射るる異を秘説
一射るふ射矢ふて一射射上てふ引へかる成ふ
きるるふ射るるるるるたるるるる
産所の目ふかる成ふ引目射的射上るる
たるるへる

一 ちゑとはくゝとゑとゐゐゐのひの事ちはゐはくゝ
矢番ハ前ふ番ちゑゝ前ちゑゝ射ちゑゝ成ゐて
一 番引目ち事却のとゑちゑの時ふ番引目ち数ハ三射てゐ
ゐひ成ゐて二射て又少あひとゐて三射毎ニ三三ゐ
ゐ上ハゐくゝひ番中あかつゝ三度て射ゐ但女ゐの時
ハ三三二ゐ上ハ七番嶋二度七つて一ツ射ゐ但男ゐの時
ハ番ふ三番中ふ三嶋ふ三射ゐ女ゐの時番ふ二
番中ふ三嶋二ゐ上七ハ一番ふも射ゐ是ふ男ゐ
めいもゝの事男ゐの時ふ引目の数のとゝ三三ゐ上
ハゐくゝひ番中嶋三度ちゑ成ゐ八つて法を

ゐゐゐ女ゐ時ハ番ゐくゝ或ゐくゝ或ゐくゝ
引目の数ちゑゝ二三二ゐ上七ゐくゝ番ゐかつゝ二度
七ゐ弦ゐ成ちゑゐ女ゐ男女ふ弦ゐてゐゝ成ゐ
ゐくゝひちゑ組ゐ弦ゐゐ組ゐ引目射ゐ
ちゑ男ゐの時ハちゑ三番中ふ三嶋ふ三ゐ上八ゐ
女ゐ時ハ番ふ二番中ふ三嶋二ゐ上七弦ゐ上ゐ
ゐくゝ略成ゐ

一 生ちゑゐ湯成ゐゐ時めいもゝ弦ゐ成ちゑ事
秘成ゐくゝハ一十度ゐ射ゐ三ゐてゐ
あひちゑて射ちゑゐ中ゐゐくゝ

我国にては男女ともに行ふなり法事説の時は
八形樽の時は法事なり其中に
八幡殿義家御めいもとなる事三ヶ条ともに
ならべて一家中にてのみ用ひ
ともに一族以上三族ともの
なりとなり三族目の時は
ともに事三族なり中
治なりの事なり
麝香化生のなる
なり射時は暑て三時は
一射射の例式中に三時の
形御示に付事なれ
物程ものの外麝香のもの射時に
ふ出て射なり急なる時に
矢に矢なり矢にて射なり
なる矢にて右の長流出
ともに
一出陣ともに外の事にても
なの時成ふ三族なり又
の長ともの出なり常
一秘伝
長流のもの麝香の射
成秘事なり
大
なる人三時に
居なる人出る時
居なる時

云ふ成上ふ成て居て其の是より始て云ふ社云の
用定なり

一 公方様御門出に幡の御畫に鞆列を張二成目御幡指
三成目御甲の役者を張なり

一 具足武人の着へうて出る付て云ふ時人も具足もなく
て御ふ時人も具足もなく着へうて出もなく
事なり

一 矢はねの草は事草なり事草は落なり
金は出なり不定矢ふ様へし草は出なり
切なり矢はねのなる根のさうなる上へ一大

二寸重て矢ふなる付上成四ツ成四ツ成四ツ成四ツ成
ゆるふ高なるふすは百なるて重なる好なる祝
具足ひてゆふへ一枝の草水て矢ふなる付上を
ゆふへ一ふなる出なる細なる一まふ指矢一つと事草成
細なるなるいなるなる出なる出なる出なる
女むなるひなる付事行あるなる秘伝なる
伝なるなる付なる付事なる大枝の伝なる矢なる好
事成出の伝なる出なる付なる成なる成なる
中川付は結を通なる一付法門の伝なる口伝の
ふ付の結成はおなる通なる一付伝なる矢付

二

その外絵の長さ一丈五寸
一軍陣にて武成君御自身
てとりひらるゝ時ハ
て織田信長方紙を異
まぬゝ者ハ
一頭成合戦場にて越前守
ゆゝ
越前守
紙と
紙を
中ハ
一
へ道
物ゝ
一頭成
きかけ
ゝ
一
ゝ
ハ
ハ
ハ

一すまかり所成下ハ大ハ[illegible]ハ再成相[illegible]
かて臺成相清水ハ所成急角相事無[illegible]
志すかと[illegible]高ふ[illegible]清水[illegible]
相[illegible]中ハ相[illegible]の紙無清目下ハ[illegible]
為[illegible]清目ハ[illegible]
成清[illegible]

一去嘉吉元年赤松大膳大夫滿祐法師法慶雲院殿相
清実検之時ハ伊勢守殿第前刑部卿西向ハ清実検ハ
その時為綾刑部[illegible]賀出[illegible]入道刑部卿[illegible]
出[illegible]入道[illegible]ハ今相[illegible]
清目ハ[illegible]

清目ハ[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]入道[illegible]
[illegible]

一[illegible]の[illegible]の事ハ常ハ四ハ刑[illegible]
四[illegible]一述[illegible]成色ハ付て[illegible]
[illegible]ハ結[illegible]組[illegible]
清目ハ[illegible]

一毎月目この射事初講の時の役月目[illegible]の時の役

引目は三三と出れば用法は引目にて持て一
射例式のごとく持て出のごとく引目は綱を是ぬきて
弓を是ふくれしてそなへぬるを神代弱て三ツ射ぬを
少重て又三ツ射ぬ時は三ツ上の射ツ引目は大
射引目なるべし引目のるを引目にて射ツ
一 むねとの引目の事引目を三持て射ツ此ふ射
用ふ東国へ引目は向たくんるを二ツ四ツ射
不若者は此の形樣に射ふ若たる者の様は
よくよくふて射ば引目は大射引目たるべし射ふ
三の引目は二ツ四ツ五ツ六ツ百ツ千ツ
て弓用は弱めて猶弓は是ぬ様にして如ぬ
綱て射引目の落所は根ふ所いつく落たるも
不若者人の様と射ことく是ぬまたもて射射の
たの是ぬけて矢をぬして海是成志ちくふて
こまふまるに引目射時ふ弱ふ様ふ事ツ
弓は秘法ツ
一 まぬは弦歩弱ふ弦歩ふて二色ツ綱は弦歩ふ
常ふ弦ふ弦歩弱て神ふ成かて事成弱
弦歩ふ弦ふ弦ふ趣して弦歩ふ弦ふ
弦歩ふ弦歩成して弦歩成成

一　用心の時の法華ハ四二三なり先四字て外ハ皆
二三なり四二三ハ之れ好り行のもの九なり好り法
のもとふ法ふ法ふ法華経なり二乗ハ行のひを
一　慈の時法華ハ三〻三一ハ之十なり好り此を三て
けて行〻かゆひを為て行なり慈を法華て無
三の用初二ハ法華人ぬなり三なり法華の
好り十分目とも法華なり慈なり無量義法華
の時の事好り十法目法華ハ法華ハ網法華
右の拙豊後守高忠連て注置ハ證本合書
写者也

永正八年六月日　小八木若狭守　忠勝判

弘治二年五月日

此書陣聞書者古書ニテ無相違宜鋪書也
小八木忠勝ハ豊後守高忠之第子ニテ候
御秘藏可被成候私儀モ所蔵仕候
貞春

右多賀豊後守中京高忠軍陣聞書或人所持

[illegible]

[illegible]

于時寛政四壬子年春三月　源左擅子

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan